

(証券コード4570)  
2026年6月5日

株 主 各 位

群馬県藤岡市中字東田1091番地1  
株式会社免疫生物研究所  
代表取締役社長 清 藤 勉

## 第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

[https://www.ibl-japan.co.jp/stockholder/ir\\_library/convocation\\_notice/](https://www.ibl-japan.co.jp/stockholder/ir_library/convocation_notice/)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コード（4570）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日時 2026年6月25日(木曜日) 午前11時  
2. 場所 群馬県高崎市問屋町2-7  
          ビエント高崎 602号室  
          (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

1. 第44期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第44期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類報告の件

#### 決議事項

##### 第1号議案

剰余金処分の件

##### 第2号議案

定款一部変更の件

##### 第3号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

##### 第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

##### 第5号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

##### 第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・事業報告の「会社の株式に関する事項」「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ・計算書類
  - ・監査報告書



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月24日（水）  
午後5時到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日（水）  
午後5時入力完了分まで



### 株主総会に出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

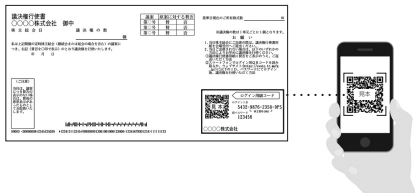
2026年6月25日（木）  
午前11時開催

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

A screenshot of the proxy voting interface. It shows a progress bar with four steps, with the first step highlighted. Below the progress bar is a form with fields for company name (株式会社), shareholder name (個人), and address. At the bottom, there are two buttons: '賛成する' (I agree) and '反対する' (I disagree).

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。

A screenshot of the login page on the website. The page has a header with the MUFG logo and navigation links. The main content area has a login form with fields for 'ログインID' (Login ID) and 'パスワード' (Password). There are buttons for 'ログイン' (Login) and 'パスワードを忘れた' (Forgot password). Annotations with arrows point to the 'ログインID' and 'パスワード' fields, and the 'ログイン' button.

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00～21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主に対する安定した利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、過去の連結業績の推移、今後の連結業績の見通し、配当性向・配当利回り・自己資本比率等の指標などを総合的に勘案して配当を決定することを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向および今後の事業環境を考慮し、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割り当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株当たり 6円  
総額 55,880,748円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月26日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実と強化を実現し、持続的な企業価値向上を図ること、および経営の意思決定と執行の迅速化を可能とすることを目的に、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。

これに伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更のほか、会社法上の定めを定款上でも確認するための変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> 第1条～第4条 (条文省略)	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> 第1条～第4条 (現行どおり)
<p style="text-align: center;"><b>第2章 株式</b></p> 第5条～第11条 (条文省略)	<p style="text-align: center;"><b>第2章 株式</b></p> 第5条～第11条 (現行どおり)
<p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> 第12条～第17条 (条文省略)	<p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> 第12条～第17条 (現行どおり)
<p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役および取締役会</b></p> 第18条 (条文省略) (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>12名以内</u> とする。  (新設)  (取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。  ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	<p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役および取締役会</b></p> 第18条 (現行どおり) (取締役の員数) 第19条 当社の取締役 ( <u>監査等委員であるものを除く。</u> ) は、 <u>6名以内</u> とする。  ② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>  (取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 選任する。  ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

現行定款	変更案
<p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>前項にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>増員または任期の満了前に退任した取締役（監査等委員であるものを除く。）の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>⑤ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第30条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第30条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第31条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって<u>重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p><b>第5章 監査役および監査役会</b></p> <p><u>(監査役および監査役会の設置)</u></p> <p>第31条 当社は<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> <p><u>(監査役の数)</u></p> <p>第32条 当社の<u>監査役は、4名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第33条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p><b>第5章 監査等委員会</b></p> <p><u>(監査等委員会の設置)</u></p> <p>第32条 当社は<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第35条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤監査等委員)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>② <u>当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100,000円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第6章 会計監査人</b></p> <p>第42条～第44条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第46条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6章 会計監査人</b></p> <p>第38条～第40条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第42条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第7章 計算</b></p> <p>第47条～第50条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7章 計算</b></p> <p>第43条～第46条 (現行どおり)</p>



**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（5名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	せいとう つとむ 清藤 勉 (1944年9月29日生)	1964年9月 国立がんセンター研究所病理学部技官 1975年4月 新潟大学医学部第1病理学教室技官 1978年9月 株式会社日本抗体研究所入社 1982年9月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2001年3月 株式会社ジーンテックノサイエンス設立 代表取締役 2009年4月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2009年8月 株式会社ネオシルク代表取締役 2011年6月 株式会社トランスジェニック（現株）トランスジェニックグループ）社外取締役（現任） 2013年7月 株式会社スカイライト・バイオテック代表取締役会長 2021年2月 株式会社AI Bio代表取締役社長（現任）	1,123,700株
2	なかがわ まさと 中川 正人 (1962年8月5日生)	1983年4月 株式会社ウェッズ入社 2007年10月 当社入社 2008年4月 当社財務経理部長 2008年6月 当社取締役財務経理部長兼社長室長 2013年7月 株式会社スカイライト・バイオテック取締役 2013年7月 当社取締役事業統括推進本部長兼財務経理部長 2015年10月 株式会社スカイライト・バイオテック監査役 2018年4月 当社取締役事業グループ管理本部長兼診断・試薬事業本部長 2019年6月 株式会社CURED社外取締役 2021年2月 株式会社AI Bio監査役（現任） 2021年6月 当社常務取締役業務執行責任者兼事業グループ管理本部長（現任）	11,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	おの でら しやうこ 小野寺 昭子 (1961年5月15日生)	1985年4月 当社入社 2001年4月 当社総務・経理部長 2001年6月 当社取締役総務・経理部長 2007年10月 当社取締役管理部長 2008年6月 当社執行役員人事総務部長兼内部監査室長 2011年6月 当社取締役人事総務部長兼内部監査室長(現任) 2013年7月 株式会社スカイライト・バイオテック監査役 2013年11月 株式会社ネオシルク化粧品設立代表取締役社長(現任)	50,000株
4	ふくなが けんじ 福永 健司 (1969年8月13日生)	1993年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1997年6月 公認会計士登録 2006年8月 福永公認会計士・税理士事務所開設 代表 2009年6月 (株)トランスジェニック(現(株)トランスジェニックグループ)取締役就任 2010年6月 同社代表取締役社長就任(現任) 2011年6月 当社社外取締役就任(現任) 2013年4月 (株)新薬リサーチセンター(現(株)トランスジェニック)代表取締役社長就任 2013年10月 (株)ジェネティックラボ代表取締役社長就任 2017年11月 (株)TGビジネスサービス代表取締役社長就任(現任) 2018年3月 (株)安評センター(現(株)トランスジェニック)代表取締役社長就任 2024年10月 (株)トランスジェニック代表取締役会長就任(現取締役)	一株

(注) 1. 取締役候補者のうち当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。

福永健司氏は、株式会社トランスジェニックグループ、株式会社TGビジネスサービスの代表取締役社長であり、株式会社トランスジェニックの取締役に兼務しております。なお、当社は株式会社トランスジェニックグループの子会社である医化学創薬株式会社との間に取引関係がありますが、一般消費者としての通常の取引であり、その取引金額は1百万円未満であるため重要な取引関係ではありません。

2. 福永健司氏は社外取締役候補者であります。社外取締役候補者として選任した理由は、株式会社トランスジェニックグループをはじめ2社の代表取締役を務めていることから経営面での知見を有しており、また公認会計士としての経験・識見が豊富であることから社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しており、社外取締役として選任をお願いするものであります。社外取締役として期待する役割につきましては、経営的な目線から経営計画の策定等に関し取締役会等において発言いただくとともに計画の進捗状況等につき監督していただくことを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって15年となります。
3. 当社は現在、福永健司氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。なお、福永健司氏の再任が承認された場合、当社は福永健司氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	新任 おかずみ さだひろ 岡住 貞宏 (1967年6月2日生)	1994年5月 司法書士登録 1994年5月 司法書士岡住事務所開設 2008年7月 行政書士登録 2011年5月 群馬司法書士会会長 2013年6月 日本司法書士会連合会理事 2018年1月 井上・岡住司法書士行政書士事務所開設 共同代表(現任) 2018年6月 当社社外監査役(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	新任 小嶋 一慶 (1983年1月2日生)	2010年12月 弁護士登録 2010年12月 たかさき法律事務所入所 2014年7月 弁護士法人ゆうあい総合法律事務所東京事務所 2019年6月 当社社外取締役(現任) 2025年10月 弁護士法人ゆうあい総合法律事務所代表(現任) 2026年4月 Abalance株式会社 監査等委員取締役(現任)	一株
3	新任 児島 宏和 (1974年8月13日生)	2000年10月 監査法人太田昭和センチュリー(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2019年1月 児島公認会計士事務所 設立 2019年4月 児島宏和税理士事務所 設立 2021年6月 株式会社山田製作所 非常勤監査役(現任) 2023年6月 群馬県信用組合 員外監事(現任)	一株

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者のうち当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。
- 岡住貞宏氏は、井上・岡住司法書士行政書士事務所の共同代表であり、当社は商業登記等の業務を同事務所に依頼しており、取引関係があります。しかし、その取引金額は1百万円未満であり、重要な取引関係ではありません。
- 小嶋一慶氏は、弁護士法人ゆうあい総合法律事務所に勤務し、当社は法律相談業務を同事務所に依頼しており、取引関係があります。しかし、その取引金額は2百万円未満であり重要な取引関係ではありません。
- なお、当社と児島宏和氏の間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者岡住貞宏氏、小嶋一慶氏、児島宏和氏は新任の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 岡住貞宏氏は、司法書士および行政書士としての専門的な知識・経験および会社経営の経験を活かし、客観的かつ独立した公正な立場からの指摘、提言等が期待できること、また同氏は、現在当社の社外監査役としてその職責を適切に果たしていることから、監督機能の強化を期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
- なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって8年となります。

4. 小嶋一慶氏は、弁護士として企業の法令に関する相談等に係ることで企業経営全般的な視点を持ち、また、独立した立場からの指摘、提言等が期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。社外取締役として期待する役割につきましては、高度かつ専門的な知識による視点から他社とのM&Aや提携、さらに労務管理における留意点及び戦略等について、法令視点の見解を踏まえた積極的な助言・監督を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献いただくことを期待しております。  
なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
5. 兒島宏和氏は、公認会計士として長年にわたり企業の会計監査に従事され、財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験を有しておられます。今般、監査等委員としての立場から新たに当社の経営に参画いただくことで、当社の事業活動の公平・公正な決定および経営の健全性確保に貢献されることを期待し、同氏を監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 当社は、各候補者を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。
7. 当社は現在、岡住貞宏氏および小嶋一慶氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。両氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、兒島宏和氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社取締役の報酬額は、2005年6月24日開催の第23期定時株主総会において年額200,000千円以内とすることとご決議いただき、今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額を廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）とさせていただきますと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において、「事業報告 4. 会社役員に関する事項 (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改定することを予定しております。

本議案は、当該改定後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要なものであり、かつ当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会での議論を経て決定しており、相当であるものと判断しております。

現在の取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）員数は、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、4名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

#### **第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社監査役の報酬の額は、2005年6月24日開催の第23期定時株主総会において年額30,000千円以内とすることとご決議いただき、今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、2005年6月24日開催の第23期定時株主総会においてご承認いただいた監査役の報酬額と同額の、年額30,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会での議論を経て決定しており、相当であるものと判断しております。

現在の監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）であり、本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、3名（うち監査等委員である社外取締役3名）となります。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以 上

# 事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経済環境は、米国の相互関税問題やウクライナ紛争の長期化、中東情勢をはじめとする地政学リスクが一段と高まり、金融資本市場の変動や米国の今後の政策動向等について、引き続き注視が必要な状況です。

こうした状況のもと、当社グループの業績につきましては、以下のとおりとなりました。

#### <抗体関連事業>

##### ・診断試薬サービス

当サービスの売上高は、海外販売において、主力製品であるELISAキットが、継続して海外CRO企業の治験に採用されていることや、国内販売において、体外診断用医薬品原料抗体の販売が増加したこと、受託サービス等の販売が順調に推移したこと等により、前年に比べ増加いたしました。

##### ・検査サービス

当サービスの売上高は、血中リポタンパク質プロファイリングサービス「LipoSEARCH®」に関連する纏まった国内外の検査がなかったことや、臨床検査サービスの検査数が減少したことにより、前年に比べ大幅に減少いたしました。

##### ・TGカイコサービス

当サービスの売上高は、ネオシルク®-ヒト型コラーゲン I 販売が増加したことやラミニン511-E8 (iMatrix-511 silk) や大手体外診断用医薬品企業からの抗体受託サービスの販売が予定どおり計上され、前年に比べ増加いたしました。

以上により、当事業の売上高は、1,002,307千円（前年同期比3.9%増）となりました。

当事業の営業利益につきましては、人件費や製造費用等のコストが増加しましたが、利益率の高い製品の売上高が増加したことやコスト管理の強化、事業の効率化に努めたことにより、前年と比べ35.4%増加し、281,886千円となりました。

## <化粧品関連事業>

当事業においては、国内通信販売を中心として化粧品の販売をしておりますが、広告宣伝等を含め十分な販促活動が行えなかったことにより、売上高は2,679千円（前年同期比48.1%減）となり、営業損失は、609千円（前年同期は1,164千円の営業利益）となりました。

以上の結果、当社グループの連結売上高は、前年に比べ3.7%増の1,004,987千円となり、営業利益については、前年に比べ34.4%増の281,277千円となりました。経常利益につきましては、退職に伴う保険解約返戻金や為替差益、補助金収入等が計上され、前年に比べ43.2%増の300,562千円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益については、法人税等調整額等の計上により、前年に比べ32.1%増の329,015千円となりました。

当社グループの配当方針につきましては、株主に対する安定した利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。また、過去の連結業績の推移、今後の連結業績の見通し、配当性向・配当利回り・自己資本比率等の指標などを総合的に勘案して配当を決定することを基本方針といたします。その結果、当期の剰余金の配当につきましては、年間6円を予定しております。

なお、次期の一株当たり配当金につきましては、年間7.5円を予定しております。

今後につきましても企業価値の向上とともに株主様への配当還元向上を目指してまいります。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における有形固定資産の設備投資の総額は40,066千円（建設仮勘定を含む。）であり、その内容は、次のとおりであります。

（抗体関連事業部）

藤岡研究所	マルチエアコン設備・電話設備・製造関連機器・開発関連機器
前橋研究所	製造関連機器
三笠研究所	製造関連機器

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第41期	第42期	第43期	第44期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	794,621	816,701	969,533	1,004,987
経常利益 (千円)	△149,503	125,413	209,861	300,562
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	△289,731	186,694	249,047	329,015
1株当たり当期純利益 (円)	△31.10	20.05	26.74	35.33
総資産 (千円)	1,434,337	1,618,582	1,845,390	2,155,121
純資産 (千円)	1,078,616	1,265,311	1,514,358	1,843,374
1株当たり純資産額 (円)	115.81	135.85	162.60	197.93

(注) △印は、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び1株当たり当期純損失を示しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業の内容
株式会社ネオシルク化粧品	50,000千円	100.00%	ヒト型コラーゲン含有化粧品 品の販売
株式会社 AI Bio	10,000千円	49.00%	抗体医薬品原料作製

## (7) 対処すべき課題

### ① 研究開発の重点投資

当社グループは、体外診断用医薬品原料のさらなるパイプラインの充実が、事業の安定化のためには必要となります。そのため、資源投入の集中と研究開発の効率化を図り、また、販売量の規模や売上高の安定性を鑑み、国内外の大手診断薬メーカーへの体外診断用医薬品原料抗体の開発に注力してまいります。

### ② 国内外診断薬メーカーとの取り組み

国内診断薬メーカーとの提携により、診断薬開発技術の相互利用を進めることで、より独創的で高品質な製品を開発し、全世界に向けて提供することを目指してまいります。

### ③ 抗HIV抗体について

株式会社CURED (以下「CURED」) が中心となり、HIV感染症の治療薬のIND-enabling試験が順調に進んでおりますが、今後、臨床試験に向けての資金調達において、協力して検討を進めてまいります。

なお、本研究開発のもととなる「抗HIV抗体及びその製造方法」についての特許取得は、以下のとおりです。

特許査定済	米国・中国・日本・台湾・香港・韓国
特許審査中	欧州・カナダ

④ 遺伝子組換えカイコへの取り組み

カイコの繭中に目的タンパク質を産生する生産技術により遺伝子組換えカイコの繭より産生される抗体やタンパク質は、非特異反応が低いことや動物愛護の対象とならないことから、体外診断用医薬品関連にて使用する抗体をはじめとした目的タンパク質の置換え利用や美容機器製品の原料等への産業利用を推進し、具体的な生産拡大や製造方法の改良を目指してまいります。

⑤ 化粧品関連事業における販売の取り組み

海外市場におけるBtoB販売は、中国市場への展開を再度模索しており、現在現地代理店を活用した販売戦略を協議し、事業拡大を目指しております。本事業については、既存製品での利益創出を重要課題ととらえ、販売拡大を目指してまいります。

⑥ 人材の確保及び教育

当社グループは、各事業に精通した研究員及びプロジェクトを推進できる人材の確保が必要不可欠と考えており、研究開発の効率を上げるため、ハード面とソフト面の両面から研究開発に適した環境作りを行い、企業価値の最大化を目指してまいります。

研究開発型企業である当社グループにおいては、自由な発想が生み出される柔軟な組織がふさわしいと考えております。組織が硬直化し、研究開発活動が滞ることがないように、常に問題意識をもって物事に対処する集団として組織を維持運営いたします。

⑦ 財務安定性の確保

当社グループは、研究開発型企業として、選択と集中により積極的かつ継続的に研究開発に投資していく方針であり、投資の源泉は事業からの収益をもって行われることが望ましいと考えております。当社グループは、引き続き、収益確保のため、新製品の開発やコストの効率化に努めてまいり、研究テーマの選択を行い、経営資源を集中して効率的な経営を行うことが重要であると認識しております。

⑧ 経営管理体制の強化

当社グループにおきましては、経営の公正性・透明性・継続性を確保するためのさらなる管理体制の強化が重要な課題であると認識しており、各種社内規程や関係法令等の遵守を積極的に推進し、内部統制に資する業務プロセスの整備・運用、必要に応じた是正活動を定期的に行うことで、より透明性が高く健全な経営管理体制を構築してまいります。

⑨ 中東情勢への対応

中東情勢の緊張が継続していることを背景に、原材料価格やエネルギーコストの上昇、国際物流の遅延等が懸念されております。当社グループにおいては、調達先の分散化、代替資源の検討、物流ルートの最適化等を進めることで、こうしたリスクの影響低減に取り組んでおります。

(8) 主要な事業内容

事業部門	主な内容
抗体関連事業	抗体関連試薬製造販売、試薬関連受託サービス、医薬シーズライセンス、体外診断用医薬品製造販売、遺伝子組換えカイコ関連製品製造販売、リポタンパク質脂質プロファイリング解析サービス、臨床検査サービス
化粧品関連事業	ヒト型コラーゲン含有化粧品販売

(9) 主要な事業所等

① 当社

本社・研究所

群馬県藤岡市中字東田1091番地1

前橋研究所

群馬県前橋市

三笠研究所

北海道三笠市

② 子会社

株式会社ネオシルク化粧品 群馬県藤岡市

株式会社 AI Bio 群馬県藤岡市

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
54名	4名減

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員8名は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
54名	4名減	46.3歳	17.7年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員8名は含んでおりません。

(11) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社東和銀行	135,091千円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 9,314,590株 (自己株式1,132株を含む。)  
(3) 株主数 15,094名  
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
清 藤 勉	1,123,700 <sup>株</sup>	12.07 <sup>%</sup>
楽 天 証 券 株 式 会 社 共 有 口	253,300	2.72
株式会社トランスジェニックグループ	160,000	1.72
中 沢 祥 子	101,600	1.09
株 式 会 社 東 和 銀 行	100,000	1.07
土 井 勝 之	95,000	1.02
林 剛 徳	82,500	0.89
林 ラ ヒ ム	70,000	0.75
野 村 證 券 株 式 会 社	63,100	0.68
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW	62,500	0.67

(注) 持株比率は、自己株式 (1,132株) を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	清 藤 勉	株式会社トランスジェニックグループ 社外取締役 株式会社AI Bio 代表取締役社長
常 務 取 締 役	中 川 正 人	業務執行責任者兼事業グループ管理本部長 株式会社AI Bio 監査役
取 締 役	小野寺 昭 子	人事総務部長兼内部監査室長 株式会社ネオシルク化粧品 代表取締役社長
取 締 役	福 永 健 司	株式会社トランスジェニックグループ 代表取締 役社長 株式会社トランスジェニック取締役 株式会社TGビジネスサービス 代表取締役社長
取 締 役	小 嶋 一 慶	弁護士法人ゆうあい綜合法律事務所代表
常 勤 監 査 役	岡 住 貞 宏	井上・岡住司法書士行政書士事務所 共同代表
監 査 役	田 山 毅	田山公認会計士事務所 所長
監 査 役	吉 田 信 昭	株式会社幸思縁 代表取締役 日本クレアス社会保険労務士法人 高崎本部長

- (注) 1. 取締役福永健司及び小嶋一慶の両氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役岡住貞宏、田山毅及び吉田信昭の各氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役田山毅氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。  
 4. 監査役田山毅氏は公認会計士の資格を、監査役吉田信昭氏は税理士の資格をそれぞれ有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

##### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

###### ① 被保険者の範囲

取締役、監査役 (子会社を含む)

###### ② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

被保険者が負担することになる、その地位に基づいて行った行為 (不作為を含む) に起因して損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険料を全額当社が負担しております。

#### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

##### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役報酬は、基本報酬のみにより構成されており、当社の目標達成に向けた役割及び職責等を踏まえた適正な水準にすることを基本方針とすることについて、取締役会で決定しております。

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、各役員の役位、職責、業績等を総合的に勘案し、決定するものとしております。

個人別の基本報酬額については、定時株主総会での役員選任決議を受け、その後の取締役会にて役員報酬について協議のうえ、最終決定については、代表取締役社長へ一任しております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由については、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役社長が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

##### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2005年6月24日であり、決議内容は、取締役の報酬総額を200,000千円以内とすること及び監査役の報酬総額を30,000千円以内とすること、となっております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名、監査役の員数は4名であります。

##### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2025年6月26日開催の取締役会にて代表取締役社長清藤勉に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

##### ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	46,710 (3,960)	46,710 (3,960)	—	—	5 (2)
監査役 (うち社外 監査役)	9,000 (9,000)	9,000 (9,000)	—	—	3 (3)

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役の福永健司氏は株式会社トランスジェニックグループ及び株式会社TGビジネスサービスの代表取締役であり、株式会社トランスジェニックの取締役であります。なお、当社は株式会社トランスジェニックグループの子会社である医化学創薬株式会社との間に取引関係がありますが、一般消費者としての通常の取引であり、その取引金額は1百万円未満であるため重要な取引関係ではありません。

社外取締役の小嶋一慶氏は弁護士法人ゆうあい綜合法律事務所東京事務所と、2026年4月よりAbalance株式会社の監査等委員である取締役を兼務しております。なお、当社は法律相談業務を同事務所に依頼しており取引関係がありますが、取引金額は2百万円未満であり、重要な取引関係ではありません。

社外監査役の岡住貞宏氏は井上・岡住司法書士行政書士事務所の代表を兼務しております。なお、当社は商業登記等司法書士業務を同事務所に依頼しており取引関係がありますが、取引金額は1百万円未満であり重要な取引関係ではありません。

社外監査役の田山毅氏は田山公認会計士事務所所長をしております。なお、当社と田山公認会計士事務所との間に取引関係はありません。

社外監査役の吉田信昭氏は株式会社幸思縁 代表取締役及び日本クレアス社会保険労務士法人 高崎本部長を兼務しております。なお、当社は社会保険等人事労務面での業務について日本クレアス社会保険労務士法人と取引関係がありますが、取引金額は1百万円未満であり重要な取引関係ではありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	福永健司	当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、主に経営面での発言を行っております。
	小嶋一慶	当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、主に法律面の経験・見地から、適宜発言を行っております。
社外監査役	岡住貞宏	当事業年度に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席し、経営面及び法律面の経験・見地から、適宜発言を行っております。
	田山毅	当事業年度に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外監査役	吉 田 信 昭	当事業年度に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席し、主に税理士及び社会保険労務士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

(イ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

・ 福永健司氏

経営的な目線から経営計画の策定等に関し取締役会等において発言をいただくとともに計画の進捗状況等につき監督していただきました。

・ 小嶋一慶氏

他社とのM&Aや提携、さらに労務管理における留意点及び戦略等について、法令視点の見解を踏まえた積極的な助言・監督を行っていただいたことで、取締役会の実効性向上に貢献していただきました。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称  
新宿監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	20,000千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

(注) 1. 監査役会は、過年度の監査実績及び会計監査人の職務遂行状況を分析・評価するとともに、当事業年度の監査計画の内容及び報酬額の見積りの妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は相当であると判断、同意いたしました。

2. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社都合の場合のほか、当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当する状況にあり、かつ、改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### (1) 業務の適正を確保するための体制

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

毎月開催される取締役会には、原則として全ての役員が出席するものとし、各取締役は職務の執行状況について報告し、出席監査役は各取締役の業務執行状況を監督する。また、監査役による日常の業務監査によって、取締役の職務の執行が法令及び定款に反していないか監視する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報及び文書については、文書管理規程に従い適切に保存及び管理を行い、取締役及び監査役が常時閲覧できる体制とする。また、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行うものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部監査責任者である内部監査室長をリスク管理責任者とし、部署横断的なリスク管理体制を構築する。内部監査の結果、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について、直ちにトップマネジメント、担当部署及び監査役に通報される体制とする。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画のマネジメントについては、経営理念及び経営基本方針に基づき毎年策定される年度事業予算及び中期経営計画に従い、各業務執行ラインにおいて目標達成のための活動を行うものとする。また、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているか、業績報告を通じて定期的に検証を行う。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規程において定められている事項及びその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。

日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに従い業務を遂行するものとする。

#### ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全使用人に法令及び定款の遵守を徹底させるため、代表取締役社長をコンプライアンス委員長とし、内部通報制度を構築する。万が一コンプライアンスに疑義のある行為が発生した場合には、その内容及び対処案がコンプライアンス担当役員を通じてトップマネジメント、取締役会及び監査役に報告される体制を構築する。また、各担当取締役はそれぞれの部署において適切な研修体制を構築し、内部通報窓口のさらなる周知徹底を図るものとする。

- ⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社と子会社の関係については、各子会社の独立性等を維持しつつ、子会社から当社への定期的な報告や、重要案件においては事前に協議を行うものとする。また、当社内部監査部門や監査役による監査を適宜行うことにより、業務執行の適正の確保に努めるものとする。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
内部監査を担当する内部監査室を監査役の職務を補助すべき部署とし、監査役の求めに応じて内部監査スタッフがその任に当たる。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動等については、事前に監査役会の同意を得るものとする。また、当該使用人の人事評価に際しては、監査役の意見を聴取するものとする。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。なお、当該報告及び情報提供の主なもの、次のとおりとする。
- ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
  - ・ 内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
  - ・ 内部監査部門の活動状況
  - ・ 重要な会計方針、会計基準及びその変更
  - ・ 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
  - ・ 内部通報制度の運用及び通報の内容
  - ・ 稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役、内部監査人及び監査法人の三者による意見交換会を定期的を開催するものとする。また、監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を聴取する機会を与えられるものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

### ① 取締役の職務の執行について

- ・当社は、2025年6月26日に開催された取締役会において、代表取締役、取締役社長を選定しております。
- ・当社は当期12回定時取締役会を実施し、取締役の職務の執行状況の報告を行っております。また、監査役は取締役会に出席し業務執行状況の監督を行いました。
- ・取締役会議事録及び関係書類等取締役の職務の執行に係る各種書類については、法令、社内規程等に従い適切に保管しております。
- ・取締役会において中期計画、年度計画に沿って事業が執行されているか報告、討議が行われ、検証が行われました。

### ② リスクマネジメントに対する取り組み

- ・内部通報制度を施行しており、従業員が直接コンプライアンス担当役員を通じてトップマネジメント、取締役会及び監査役に報告される体制を構築しました。また、通報した従業員には不利益な取扱いが行われないようにしております。
- ・内部監査を行い、損失の危機のある業務執行がないか監視を行っております。

### ③ 使用人の職務の執行について

- ・従業員が遵守すべき社内規範や社内規程等は社内イントラネットへ掲載する等の方法により全従業員に周知を図っております。
- ・内部監査を行い、従業員が社内規程等に従って業務を遂行しているか、逐次確認しました。
- ・内部統制については、業務プロセスが妥当であるか業務実施者より資料収集、分析し、内部統制システムが有効に機能していることを確認、適宜見直しを行うことにより質の向上を図っております。

### ④ 監査役の職務の執行について

- ・監査役会は会計監査人と決算レビュー等を行い、年間の監査計画や監査が実効的に行われたことを確認しております。
- ・当社は監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助する2名のスタッフを置き、当該スタッフの人事、評価に関しては監査役の意見を尊重する等、取締役からの独立性を確保しております。
- ・監査役は取締役会等社内の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から必要な報告を受けております。また、稟議書等の重要な書類の閲覧により、十分な情報を得られるよう体制を整備しました。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,569,646</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>276,194</b>
現金及び預金	989,472	支払手形及び買掛金	2,992
受取手形及び売掛金	178,668	短期借入金	142,000
商品及び製品	69,861	一年内返済予定長期借入金	16,417
仕掛品	170,996	未払法人税等	4,620
原材料及び貯蔵品	138,867	賞与引当金	34,101
その他	21,780	その他	76,061
<b>固 定 資 産</b>	<b>585,475</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>35,553</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>213,171</b>	長期借入金	18,674
建物及び附属設備	36,184	退職給付に係る負債	13,106
機械装置	20,669	資産除去債務	3,772
工具器具備品	29,942	<b>負 債 合 計</b>	<b>311,747</b>
土地	118,674	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	7,700	科 目	金 額
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,291</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,843,374</b>
ソフトウェア	1,291	資本金	50,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>371,011</b>	資本剰余金	1,040,407
投資有価証券	170,058	利益剰余金	754,957
繰延税金資産	145,412	自己株式	△1,990
その他	55,540	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,843,374</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,155,121</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>2,155,121</b>

## 連結損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,004,987
売上原価		297,974
<b>売上総利益</b>		<b>707,012</b>
販売費及び一般管理費		425,735
<b>営業利益</b>		<b>281,277</b>
営業外収益		
受取利息	1,794	
売電収入	1,755	
受取ロイヤルティ	1,305	
保険解約返戻金	5,513	
為替差益	6,131	
補助金等収入	3,859	
その他	395	20,754
営業外費用		
支払利息	1,333	
その他	135	1,469
<b>経常利益</b>		<b>300,562</b>
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>300,562</b>
法人税、住民税及び事業税	4,620	
法人税等調整額	△33,073	△28,452
<b>当期純利益</b>		<b>329,015</b>
親会社株主に帰属する当期純利益		<b>329,015</b>

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	50,000	1,040,407	425,942
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益			329,015
当 期 変 動 額 合 計	-	-	329,015
当 期 末 残 高	50,000	1,040,407	754,957

残高及び変動事由	株 主 資 本		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
当 期 首 残 高	△1,990	1,514,358	1,514,358
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益		329,015	329,015
当 期 変 動 額 合 計	-	329,015	329,015
当 期 末 残 高	△1,990	1,843,374	1,843,374

## 連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2社  
主要な連結子会社の名称  
株式会社ネオシルク化粧品  
株式会社AI Bio

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

#### (3) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等を子会社としなかった会社等の名称等

該当事項はありません。

#### (4) 支配が一時的であると認められること等により、連結の範囲から除かれた子会社の財産又は損益に関する事項

該当事項はありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

主要な会社等の名称

##### ①非連結子会社

該当事項はありません。

##### ②関連会社

該当事項はありません。

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

該当事項はありません。

#### (3) 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社のうち関連会社としなかった会社等の名称等

該当事項はありません。

#### (4) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

該当事項はありません。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### ①有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	7～50年
機械装置及び運搬具	4～17年
工具器具備品	3～15年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

### ②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### ③長期前払費用

均等償却によっております。

なお償却期間については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

### ②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

## (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

### ①連結子会社の決算日に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### ②退職給付に係る会計処理の方法

当社グループは従業員数300人未満の小規模会社であるため簡便法を採用しております。

退職給付債務の計算方法は、退職金規程に基づく従業員個別の要支給額と中小企業退職金共済制度からの期末時点における支給見込額に不足がある場合にその差額を引当金に計上する方法をとっております。

### ③外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

### ④のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、その見積り期間に応じて均等償却しております。

## ⑤収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として3ヶ月以内、概ね6か月以内に回収しており、回収までに1年を超えるものは存在しないため、重大な金融要素の調整は行っておりません。また、販売契約後における値引き等はないため、変動対価はありません。

### 1. 抗体関連事業

抗体関連事業においては、診断試薬サービス、TGカイコサービス、検査サービスを行っており、EIAキット、抗体製品、体外診断用試薬等の抗体関連製品の販売、「抗体の作製、精製、標識」「細胞培養によるタンパク質製造」「抗体による測定系の開発」「受託試験」といった受託サービス及び血中リポタンパク質の詳細なプロファイリング等を行う検査解析サービスを行っております。

・EIAキット、抗体製品、体外診断用試薬等の製品の販売について

製品を出荷した時点において、TGカイコサービスの一部の抗体製品に関しましては、顧客の検収通知の受領をもって製品、サービス等に対する支配が移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益の認識をしております。

・受託サービスについて

受託製品の発送又は受託作業の結果報告書を発送した時点でサービス等に対する支配が移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益の認識をしております。

・検査サービスについて

検査結果をe-mail又は郵送で通知しており、通知した時点をもってサービス等に対する支配が移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益の認識をしております。

### 2. 化粧品関連事業

化粧品関連事業においては、主に化粧品の販売を行っております。販売の形態は通信販売及び大口の出荷販売を主としており、このような製品の販売については、製品を出荷した時点で製品の支配が移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益の認識をしております。

(表示方法の変更に関する注記)

#### 連結損益計算書

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含まれておりました「補助金等収入」は会計事象を連結計算書類により適切に反映するため、当連結会計年度より区分変更し、「補助金等収入」として区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「補助金等収入」は67千円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額) 145,412千円

(繰延税金負債相殺前) 146,397千円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

繰延税金資産の回収可能性は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより判断しています。

②主要な仮定

将来の一時差異等加減算前課税所得は、取締役会の承認を得た事業計画に基づいて見積っており、事業計画に含まれる売上高、販売費及び一般管理費、営業利益率の予測が主要な仮定であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(1) 建物及び附属設備 775,672千円

(2) 機械装置 73,092千円

(3) 工具器具備品 486,421千円

2. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 2,663千円

3. 担保資産

(1) 担保に供している資産(帳簿価額)

現金及び預金 34,186千円

(2) 担保に係る債務(帳簿価額)

短期借入金 100,000千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数  
普通株式 9,314,590株
2. 剰余金の配当に関する事項
  - (1) 配当金支払額  
該当事項はありません。
  - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
2026年6月25日開催予定の第44期定時株主総会において、次のとおり付議いたします。
    - ・配当金の総額 55,880千円
    - ・配当の原資 利益剰余金
    - ・1株あたり配当総額 6円
    - ・基準日 2026年3月31日
    - ・効力発生日 2026年6月26日
3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
該当事項はありません。

(収益認識基準に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	抗体関連事業	化粧品関連事業	合計
診断試薬サービス	867,659	－	867,659
検査サービス	31,841	－	31,841
TGカイコサービス	102,806	－	102,806
化粧品関連	－	2,679	2,679
顧客からの契約から生じる収益	1,002,307	2,679	1,004,987
外部顧客への売上高	1,002,307	2,679	1,004,987

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報  
収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形	7,021
売掛金	224,513
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
受取手形	4,990
売掛金	173,677
契約負債（期首残高）	7,265
契約負債（期末残高）	2,663

(注) 契約負債の額は、連結貸借対照表においては流動負債の「その他」に含めて表示しております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は7,265千円であります。また、当連結会計年度において契約負債が4,602千円減少した要因は、契約の着手前に顧客から前受金を受け取ったことによる増加及び履行義務の充足による減少であり、それぞれ、30,203千円増加し、34,805千円減少しております。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格 該当事項はありません。

#### (金融商品に関する注記)

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等を利用し、資金調達については銀行借入及び増資等による方針です。またデリバティブ取引は現在行っておらず、また投機的な取引は行わない方針です。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外の取引先に対する外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、当社グループ業務に関連のあるベンチャー企業の株式等であります。株式は上場株式ではないため価格変動リスクはないものの、純資産額の低下による評価損計上のリスクに晒されております。また、関係会社及び取引先企業等に対し、貸付を行っております。

営業債務である買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の仕入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、短期借入金及び長期借入金で、運転資金及び事業拡大に伴う投資資金の増加への対応に係る資金調達であります。

デリバティブ取引については、現在行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については、当社の販売管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期ごとに把握する体制としており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、現在行っておりませんが、行う場合は取締役会での決議によるものとしております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務について、外貨建ての債権債務の金額が大きくないため、デリバティブを使用したリスクヘッジを行っておりませんが、原則として債務については債務の発生翌月に支払いを行うことによりリスクを最小限に抑えるよう努めております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を確認し、帳簿価額との差額の把握に努めており、継続保有について見直しを行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告等や入金状況に基づき、適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性の維持に努めることで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 受取手形及び売掛金	178,668	178,668	—
(2) 短期貸付金(※1)	10,000	10,000	—
資産計	188,668	188,668	—
(1) 支払手形及び買掛金	2,992	2,992	—
(2) 短期借入金	142,000	142,000	—
(3) 長期借入金(一年内返済予定分含む)	35,091	32,891	△2,199
負債計	180,083	177,884	△2,199

※1 短期貸付金は、連結貸借対照表では流動資産の「その他」に含めております。

※2 市場価格のない株式等は、上記の表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	170,058

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	989,144	—	—	—
受取手形及び売掛金	178,668	—	—	—
短期貸付金	10,000	—	—	—
合計	1,177,812	—	—	—

(注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金(一年内返済予定分含む)	16,417	5,124	5,124	4,750	1,116	2,560
合計	16,417	5,124	5,124	4,750	1,116	2,560

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（一年内返済予定分含む）	－	32,891	－	32,891
負債計	－	32,891	－	32,891

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金(一年内返済予定分含む)

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 197円93銭

2. 1株当たり当期純利益 35円33銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

~~~~~  
 (注) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 の 部          |                  |
|--------------------|------------------|------------------|------------------|
| 科 目                | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>1,531,589</b> | <b>流 動 負 債</b>   | <b>228,578</b>   |
| 現金及び預金             | 979,047          | 買掛金              | 2,992            |
| 受取手形及び売掛金          | 178,482          | 短期借入金            | 100,000          |
| 商 品                | 879              | 一年内返済予定の長期借入金    | 12,335           |
| 製 品                | 53,925           | 未 払 金            | 57,159           |
| 原 材 料              | 76,639           | 契 約 負 債          | 2,663            |
| 仕 掛 品              | 170,996          | 未 払 法 人 税 等      | 4,201            |
| 貯 蔵 品              | 41,094           | 未 払 消 費 税 等      | 9,238            |
| 短期貸付金              | 30,000           | 預 り 金            | 5,884            |
| 一年内回収予定長期貸付金       | 175,000          | 賞 与 引 当 金        | 34,101           |
| そ の 他              | 11,744           | <b>固 定 負 債</b>   | <b>45,063</b>    |
| 貸倒引当金              | △186,221         | 長期借入金            | 11,650           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>585,426</b>   | 資産除去債務           | 3,772            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>213,171</b>   | 退職給付引当金          | 13,106           |
| 建物及び附属設備           | 36,184           | 関係会社事業損失引当金      | 16,533           |
| 機 械 装 置            | 20,669           |                  |                  |
| 工 具 器 具 備 品        | 29,942           |                  |                  |
| 土 地                | 118,674          |                  |                  |
| そ の 他              | 7,700            | <b>負 債 合 計</b>   | <b>273,641</b>   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>1,291</b>     | <b>純 資 産 の 部</b> |                  |
| ソフトウェア             | 1,291            | 科 目              | 金 額              |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>370,963</b>   | <b>株 主 資 本</b>   | <b>1,843,374</b> |
| 投資有価証券             | 170,058          | 資 本 金            | 50,000           |
| 長期貸付金              | 100,000          | 資 本 剰 余 金        | 1,040,407        |
| 長期前払費用             | 145              | 資 本 準 備 金        | 1,040,407        |
| 保険積立金              | 37,652           | <b>利 益 剰 余 金</b> | <b>754,957</b>   |
| 繰延税金資産             | 145,412          | その他利益剰余金         | 754,957          |
| 貸倒引当金              | △100,000         | 繰越利益剰余金          | 754,957          |
| そ の 他              | 17,693           | <b>自 己 株 式</b>   | <b>△1,990</b>    |
|                    |                  | <b>純 資 産 合 計</b> | <b>1,843,374</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>2,117,015</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>2,117,015</b> |

# 損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金       | 額              |
|-----------------|---------|----------------|
| 売上高             |         | 1,002,307      |
| 売上原価            |         | 297,073        |
| <b>売上総利益</b>    |         | <b>705,234</b> |
| 販売費及び一般管理費      |         | 420,040        |
| <b>営業利益</b>     |         | <b>285,194</b> |
| 営業外収益           |         |                |
| 受取利息            | 4,014   |                |
| 受取ロイヤリティ        | 1,305   |                |
| 保険解約戻金          | 5,513   |                |
| 業務受託手数料         | 9,490   |                |
| 売電収入            | 1,755   |                |
| 為替差益            | 6,176   |                |
| 補助金等収入          | 3,859   |                |
| その他             | 395     | 32,510         |
| 営業外費用           |         |                |
| 支払利息            | 1,081   |                |
| その他             | 116     | 1,197          |
| <b>経常利益</b>     |         | <b>316,507</b> |
| 特別損失            |         |                |
| 関係会社貸倒引当金繰入額    | 14,378  |                |
| 関係会社事業損失引当金繰入額  | 1,984   |                |
| 関係会社株式評価損       | 9,800   | 26,163         |
| <b>税引前当期純利益</b> |         | <b>290,343</b> |
| 法人税、住民税及び事業税    | 4,201   |                |
| 法人税等調整額         | △33,073 | △28,871        |
| <b>当期純利益</b>    |         | <b>319,215</b> |

## 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 残高及び変動事由 | 株 主 資 本 |           |                |              |                               |
|----------|---------|-----------|----------------|--------------|-------------------------------|
|          | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金                     |
|          |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | その他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰 余 金 |
| 当期首残高    | 50,000  | 1,040,407 | -              | 1,040,407    | 435,742                       |
| 当期変動額    |         |           |                |              |                               |
| 当期純利益    |         |           |                |              | 319,215                       |
| 当期変動額合計  | -       | -         | -              | -            | 319,215                       |
| 当期末残高    | 50,000  | 1,040,407 | -              | 1,040,407    | 754,957                       |

| 残高及び変動事由 | 株 主 資 本          |         |                | 純 資 産<br>合 計 |
|----------|------------------|---------|----------------|--------------|
|          | 利 益 剰 余 金        | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 |              |
|          | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |         |                |              |
| 当期首残高    | 435,742          | △1,990  | 1,524,158      | 1,524,158    |
| 当期変動額    |                  |         |                |              |
| 当期純利益    | 319,215          |         | 319,215        | 319,215      |
| 当期変動額合計  | 319,215          | -       | 319,215        | 319,215      |
| 当期末残高    | 754,957          | △1,990  | 1,843,374      | 1,843,374    |

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 4～17年

工具器具備品 3～15年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

#### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### ③ 長期前払費用

均等償却によっております。

なお償却期間については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員数300人未満の小規模会社であるため簡便法を採用しております。  
退職給付債務の計算方法は、退職金規程に基づく従業員個別の要支給額と中小企業退職金共済制度からの期末時点における支給見込額に不足がある場合にその差額を引当金に計上する方法をとっております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する投資額を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として3ヶ月以内、概ね6か月以内に回収しており、回収までに1年を超えるものは存在しないため、重大な金融要素の調整は行っておりません。また、販売契約後における値引き等はないため、変動対価はありません。

抗体関連事業

抗体関連事業においては、診断試薬サービス、TGカイコサービス、検査サービスを行っており、EIAキット、抗体製品、体外診断用試薬等の抗体関連製品の販売、「抗体の作製、精製、標識」「細胞培養によるタンパク質製造」「抗体による測定系の開発」「受託試験」といった受託サービス及び血中リポタンパク質の詳細なプロファイリング等を行う検査解析サービスを行っております。

- ・EIAキット、抗体製品、体外診断用試薬等の製品の販売について  
製品を出荷した時点において、TGカイコサービスの一部の抗体製品に關しましては、顧客の検収通知の受領をもって製品、サービス等に対する支配が移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益の認識をしております。
- ・受託サービスについて  
受託製品の発送又は受託作業の結果報告書を発送した時点でサービス等に対する支配が移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益の認識をしております。
- ・検査サービスについて  
検査結果をe-mail又は郵送で通知しており、通知した時点をもってサービス等に対する支配が移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益の認識をしております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

(表示方法の変更に関する注記)

損益計算書

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含まれておりました「補助金等収入」は会計事象を計算書類により適切に反映するため、当事業年度より区分変更し、「補助金等収入」として区分掲記しております。

なお、前事業年度の「補助金等収入」は67千円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額  
繰延税金資産(純額) 145,412千円  
(繰延税金負債相殺前 146,397千円)
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報  
連結計算書類「(会計上の見積りに関する注記) 繰延税金資産の回収可能性」  
に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額
- |              |           |
|--------------|-----------|
| (1) 建物及び附属設備 | 775,672千円 |
| (2) 機械装置     | 73,092千円  |
| (3) 工具器具備品   | 486,421千円 |
2. 関係会社に対する金銭債権 295,000千円
3. 関係会社に対する金銭債務 一千円
4. 担保資産
- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| (1) 担保に供している資産(帳簿価額) |           |
| 現金及び預金               | 34,186千円  |
| (2) 担保に係る債務(帳簿価額)    |           |
| 短期借入金                | 100,000千円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

- |           |          |
|-----------|----------|
| 営業取引      | 一千円      |
| 営業取引以外の取引 | 11,755千円 |

関係会社株式評価損

関係会社株式評価損9,800千円は、当社連結子会社であります株式会社AI Bioの株式に関して、評価損を費用計上したものであります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び数  
普通株式

1,132株

(収益認識基準に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|            |           |
|------------|-----------|
| 賞与引当金      | 11,915千円  |
| 退職給付引当金    | 4,579千円   |
| 減価償却費      | 56,577千円  |
| 減損損失       | 174,548千円 |
| 研究開発費      | 103,286千円 |
| 投資有価証券評価損  | 239,257千円 |
| 棚卸資産評価損    | 20,832千円  |
| 繰越欠損金      | 417,953千円 |
| 貸倒引当金繰入超過額 | 98,946千円  |
| その他        | 7,600千円   |

繰延税金資産小計 1,135,498千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額  $\Delta$ 331,423千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額  $\Delta$ 657,676千円

評価性引当額小計  $\Delta$ 989,100千円

繰延税金資産合計 146,397千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用  $\Delta$ 985千円

繰延税金負債合計  $\Delta$ 985千円

繰延税金資産の純額 145,412千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

## 子会社

| 種類  | 会社等の名称<br>又は氏名 | 住所                                  | 資本金<br>(千円) | 事業の内容                         | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合            | 関連当事者との<br>関係                       |
|-----|----------------|-------------------------------------|-------------|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|
|     |                | 取引の内容                               |             | 取引金額<br>(千円)                  | 科目                             | 期末残高<br>(千円)                        |
| 子会社 | (株)ネオシルク化粧品    | 群馬県藤岡市                              | 50,000      | 化粧品販売                         | (所有)<br>直接 100%                | 当社製品の販売<br>資金の援助                    |
|     |                | (営業取引以外の取引)<br>貸付金利息※3              |             | 899                           | 長期貸付金※1                        | 100,000                             |
|     | (株)AI Bio      | 群馬県藤岡市                              | 10,000      | 抗体医薬品<br>及び診断薬<br>候補の抗体<br>作製 | (所有)<br>直接 49%                 | 出資、役員の内<br>兼任、事務処理受<br>託及び資金の援<br>助 |
|     |                | (営業取引以外の取引)<br>貸付金利息※3<br>業務受託手数料※4 |             | 1,365<br>9,490                | 短期貸付金※2<br>長期貸付金 (1<br>年内回収予定) | 20,000<br>175,000                   |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ※1 株式会社ネオシルク化粧品への貸付金につき100,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、100%子会社である同社の財務状況に鑑み、関係会社事業損失引当金繰入額を16,533千円計上しております。
- ※2 株式会社AI Bioへの貸付金につき186,221千円の関係会社貸倒引当金及び関係会社貸倒引当金繰入額を計上しております。
- ※3 資金の貸付は市場金利を勘案し、双方協議のうえ、合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- ※4 事務量等を勘案し、双方協議のうえ、合理的に決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 197円93銭
2. 1株当たり当期純利益 34円27銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社免疫生物研究所  
取締役会 御中

新宿監査法人

東京都新宿区

指 定 社 員 公認会計士 田 中 信 行  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 壬 生 米 秋  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社免疫生物研究所の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社免疫生物研究所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社免疫生物研究所  
取締役会 御中

新宿監査法人

東京都新宿区

指 定 社 員 公認会計士 田 中 信 行  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 壬 生 米 秋  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社免疫生物研究所の2025年4月1日から2026年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

株式会社免疫生物研究所 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 岡 住 貞 宏 ㊟

社 外 監 査 役 田 山 毅 ㊟

社 外 監 査 役 吉 田 信 昭 ㊟

以 上

## 株主総会会場ご案内図

株主総会は、ビエント高崎602号室で開催いたしますので、ご出席の際は下記の案内図をご参照ください。

